

建築物省エネ法改正（2019年5月17日公布）

1.改正の背景及び概要

パリ協定を踏まえ我が国が示した2030年度におけるCO2排出量削減率は、業務その他部門で**▲40% (2013年度比) 削減**です(図-1)。この目標達成のために建築物の省エネ対策が緊急の課題でしたが、今般次の2項目の改正により対策強化を図っています(図-2)。

- 1) 事務所ビル等に係わる強化策として、建築確認申請時、省エネ基準への適合を要件とする対象物件を**2000㎡以上から300㎡以上に範囲を拡大**します。また、改正法の公布後、2年以内の施行開始を目指しています。(2021年4月施行予定)
- 2) 300㎡未満の建築物については、建築主に対して、建物の省エネ性能を説明する建築士の説明義務を付け加えました。

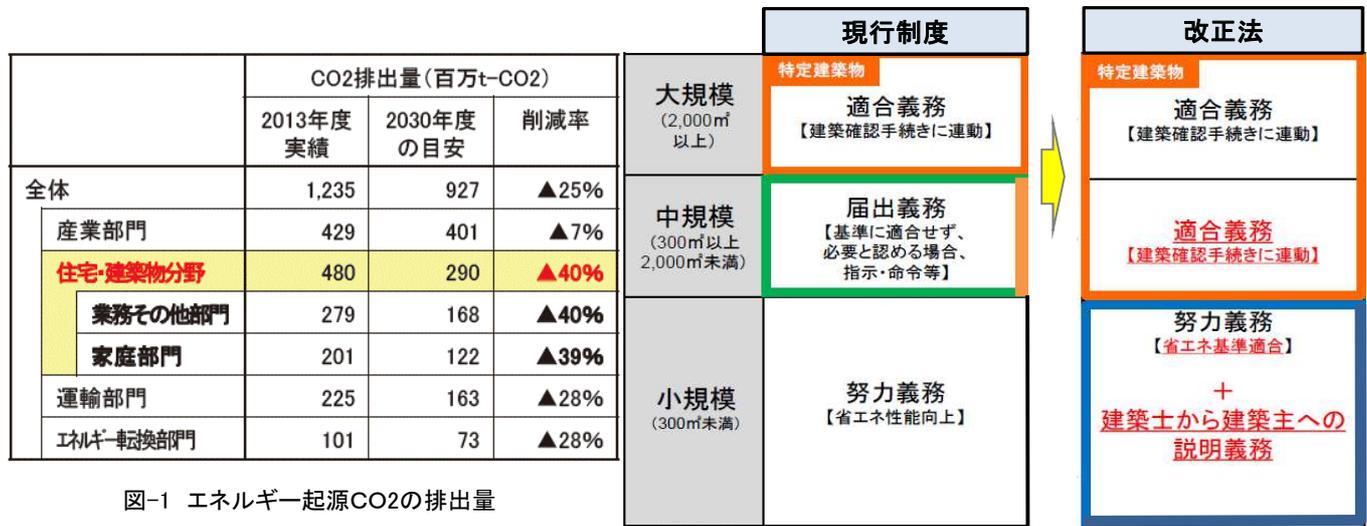


図-1 エネルギー起源CO2の排出量

図-2 改正内容のポイント

2.適合義務の拡大及び説明義務の新設

【適合義務制度(図-3:着色部が追加された手続き)】

- ① **2021年4月以降300㎡以上の非住宅建築物**は新築・増築・改築する際、省エネ基準に適合していないものは建築確認が行われず、着工することができなくなります。
- ② 建築主は省エネ性能確保計画を登録省エネ判定機関等に提出し、省エネ適合性判定を受け、適合判定通知書の交付を受けます。
- ③ 建築主から適合判定通知書の提出がない場合、指定確認検査機関等の建築確認手続きは行われません。
- ④ 建築基準法に基づく完了検査において、対象建築物の省エネ基準への適合性についての検査を行います。

【説明義務制度(図-4)】

- ① 300㎡未満の建築物は、新築・増築・改築の設計業務をする際、省エネ基準への適否、省エネ性能確保のための措置について、建築士から建築主に**書面で説明**する義務が生じます。
- ② 書面は建築士事務所の保存図書へ追加
- ③ 建築士法に基づき、都道府県等は建築士事務所に対して報告徴収や立ち入り検査を行います。

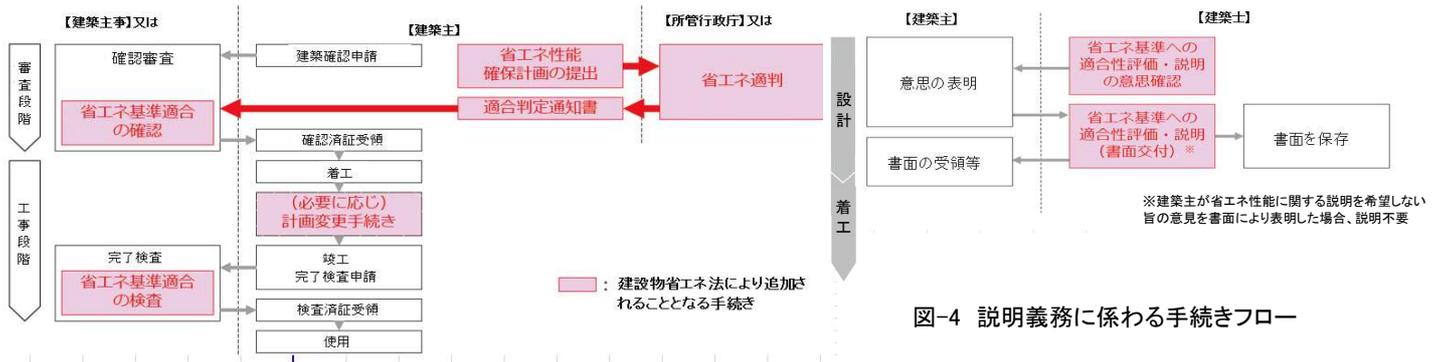


図-3 適合義務に係わる手続きフロー

図-4 説明義務に係わる手続きフロー

3.一次エネルギー消費量基準

適合義務制度および説明義務制度に用いる**省エネ基準は一次エネルギー消費量基準**です。設計一次エネルギー消費量を基準値以下とする必要があります(図-5)。

省エネ基準に基づく評価方法には、**標準入力法やモデル建物法等**があります。標準入力法は建築物内の各室ごとに床面積等の室仕様並びに設置するすべての設備の性能・仕様等を入力します。緻密な評価方法のため、活用は限定的です。一方、モデル建物法は用途別のモデルを選択して、建物仕様及び設備機器等の性能・仕様等を入力します。入力項目が少なく、広く活用されています。用途別モデルには事務所・シティホテル・総合病院・大規模物販・大学・飲食店・集会場(劇場)があります。例えば事務所モデルの場合の入力対象設備は外皮・空調・換気・照明・給湯・昇降機・太陽光です。また、工場モデルでは照明・昇降機・太陽光の3点が入力対象設備です。

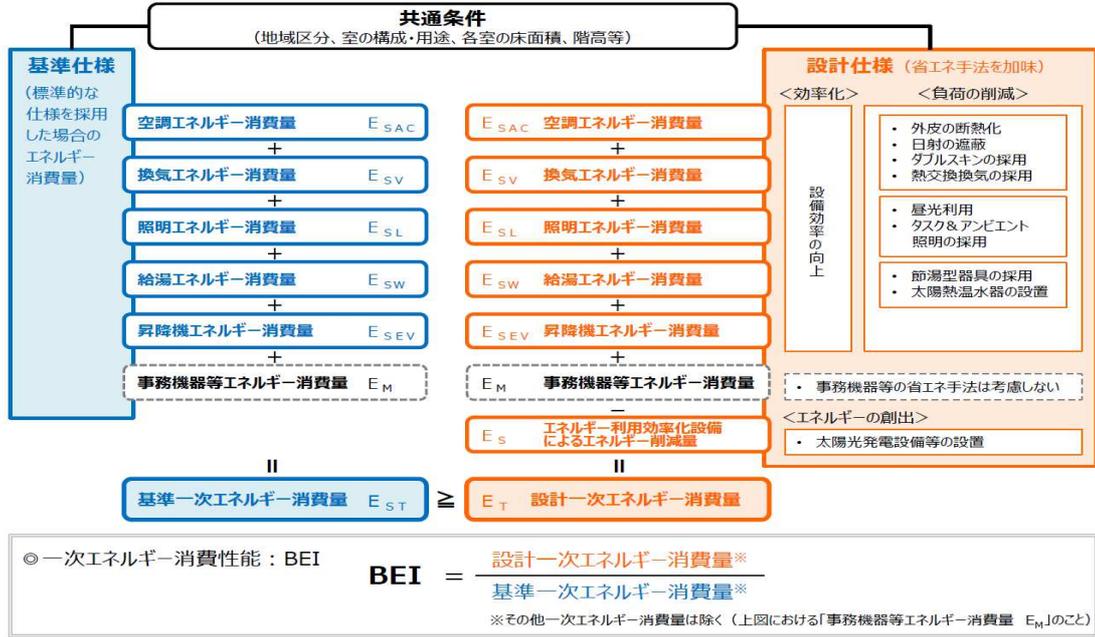


図-5 一次エネルギー消費性能の考え方

4.計画変更時の手続き

適合性判定を受けた後に計画変更を行う場合は、**工事着手前**に変更後の計画を所管行政庁又は登録省エネ判定機関に提出します。また、変更内容が省エネに関する事項のみの場合、変更後の計画に係る確認申請は不要になります(図-6)。次に軽微な変更の場合、省エネ計画の変更内容により以下の3つに分類されます。

1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更

- ・建築物の高さや外周長の減少
- ・設備機器の効率アップや太陽光設備等の新設等

2) エネルギー消費性能の基準値に対し10%以上余裕度のある建築物で一定範囲内のエネルギー消費性能が低下する変更

- ・例えば空調設備は以下のいずれかに該当し、これ以外の事項のエネルギー消費性能が低下しない変更

- イ) 外壁及び窓の平均熱貫流率の5%を超えない増加
- ロ) 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更

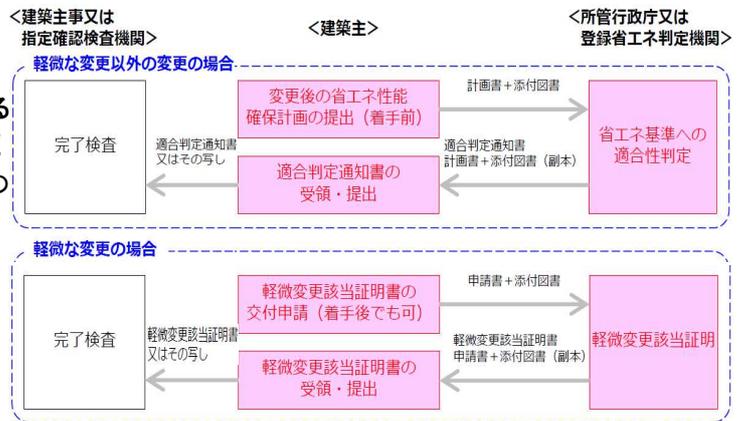


図-6 計画変更時の手続きの流れ

5.適用除外の建築物

建築物省エネ法の規制措置の適用については、次の2項目により判断します。

1)適用除外の建築物

- ・居室を有せず又は開放性を有し、空調が不要な建築物
- ・文化財指定された建築物等
- ・仮設建築物

2) 建築物の規模

- ・上記1)に該当しない場合、算定した床面積による
- ・高い開放性を有する部分は床面積に算入しない
- ・複合施設では非住宅部分の床面積で判断

※出典：国土交通省住宅局「改正建築物省エネ法の各措置の内容とポイント」より抜粋

空調設備ニュース

●編集 技術委員会空調部会
●発行所 (一社)大阪空調和衛生工業協会
大阪市中央区安土町1丁目7-20 新トヤマビル3階
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177